

施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用の制定について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">平成 15 年 9 月 18 日設計第 558 号 農政部長から各支庁長あて</p> </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和 2 年（2020 年）9 月 28 日事調第 846 号</p> <p>図書表紙 図書名称：<u>北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料</u></p> <p>制定通知文 <u>本通知文「施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用」の制定について（平成 15 年 9 月 18 日付け設計第 558 号）を適用。</u></p> <p><u>施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛の運用</u></p> <p>第 1 編 施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛の運用</p> <p>第 1 章 一般共通</p> <p>第 1 製作工事原価 【略】</p> <p>第 2 据付工事原価</p> <p>1 直接工事費</p> <p>1-1 輸送費</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 修繕工事の輸送費は、表—1・2・1による。 【表—1・2・1 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1. 輸送費〔円〕の算定式において、「x」は「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離〔km〕、「対象設備質量」は輸送品の質量〔t〕とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費〔円〕は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2.~6. 【略】</p> <p>7. 工事場所が【<u>削除</u>】離島の場合は、別途積算する。 【表—1・2・2 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1.~3. 【略】</p> <p>4. 工事場所が<u>「削除」、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>1-2 材料費</p> <p>1) 材料費等の価格等の取扱い 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 単価は「<u>建設物価</u>」、「<u>積算資料</u>」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>1-3 労務費 【略】</p> <p>2 間接工事費</p> <p>2-1 共通仮設費 【略】</p> <p>2-2 現場管理費 【略】</p> <p>第 3 設計技術費 【略】</p> <p>第 4 一般管理費等 【略】</p> <p>第 5 端数処理 【略】</p> <p><u>端数処理については、以下を除き設計書作成要領（平成 20 年 11 月 19 日付け事調第 854 号農政部長から各支庁長あて）による。</u></p> <p>【 削除 】</p> <p>【 削除 】</p> <p>1) 現場管理費、据付間接費の金額は 1, 000 円単位とし、1, 000 円未満を<u>切捨</u>てる。</p> <p>2) 間接労務費、工事管理費の金額は 1, 000 円単位とし、1, 000 円未満を<u>切捨</u>てる。</p> <p>【 削除 】</p>	<p>土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">平成 14 年 3 月 27 日 13 農振第 3636 号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて</p> </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和 2 年 4 月 1 日元農振第 3400 号</p> <p>図書表紙 図書名称：<u>農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）</u></p> <p>制定通知文 <u>「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について（平成 14 年 3 月 27 日 13 農振第 3636 号農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて最終改正令和 2 年 4 月 1 日元農振第 3400 号）」</u></p> <p><u>土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について</u></p> <p>別紙 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用</p> <p>第 1 章 一般共通</p> <p>第 1 製作工事原価 【略】</p> <p>第 2 据付工事原価</p> <p>1 直接工事費</p> <p>1-1 輸送費</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 修繕工事の輸送費は、表—1・2・1による。 【表—1・2・1 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1. 輸送費〔円〕の算定式において、「x」は「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離〔km〕、「対象設備質量」は輸送品の質量〔t〕とする。なお、輸送費〔円〕は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2.~6. 【略】</p> <p>7. 工事場所が<u>北海道、沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。 【表—1・2・2 修繕工事輸送費 省略】 (注) 1.~3. 【略】</p> <p>4. 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>1-2 材料費</p> <p>1) 材料費等の価格等の取扱い 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 単価は<u>物価資料</u>、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>1-3 労務費 【略】</p> <p>2 間接工事費</p> <p>2-1 共通仮設費 【略】</p> <p>2-2 現場管理費 【略】</p> <p>第 3 設計技術費 【略】</p> <p>第 4 一般管理費等 【略】</p> <p>第 5 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1 円までとし、1 円以下を四捨五入する。</p> <p>2) 共通仮設費の金額は 1, 000 円単位とし、1, 000 円未満を四捨五入する。</p> <p>3) 現場管理費、据付間接費の金額は 1, 000 円単位とし、1, 000 円未満を四捨五入する。</p> <p>4) 間接労務費、工事管理費の金額は 1, 000 円単位とし、1, 000 円未満を四捨五入する。</p> <p>5) 一般管理費等の金額は、1, 000 円単位とし、1, 000 円未満を切り捨てる。</p>	<p style="color: red;">※読替対照表 の変更箇所 は朱書で記 載</p> <p style="color: red;">一部改正通知 の文書変更</p>

施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>【 削除 】 【 削除 】 第6 その他 【 略 】</p> <p>第2章 用排水ポンプ設備 【 略 】</p> <p>第3章 水門設備 第1 河川・水路用水門設備 1 直接製作費 1-1 材料費 【 略 】 1-2 製作工数 1) 製作工数算出要領 【 略 】 2) 製作工数算出区分 【 略 】 3) 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲート 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲートの水門は、本「<u>価格積算要領・標準歩掛</u>」を適用できない。 4) 小型水門の標準製作工数 【 略 】 1-3 工場塗装費 【 略 】 2 直接工事費 【 略 】 第2 ダム水門設備 【 略 】 ～ 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 【 略 】</p> <p>第4章 除塵設備 【 略 】</p> <p>第5章 ダム管理設備 【 略 】</p> <p>第6章 鋼製付属設備 【 略 】</p> <p>第7章 塗装 【 略 】</p> <p>第8章 水管橋 第1 適用範囲 <u>施設機械設備等標準歩掛</u>の表-8・1・1における区分に該当する設備は以下のとおりとする。 【 略 】 第2 直接製作費 【 略 】 第3 直接工事費 【 略 】</p>	<p>6) 設計技術費の金額は、<u>1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</u> 7) 工事価格の金額は、<u>10,000円単位とし、10,000未満を切り捨てる。</u></p> <p>第6 その他 【 略 】</p> <p>第2章 用排水ポンプ設備 【 略 】</p> <p>第3章 水門設備 第1 河川・水路用水門設備 1 直接製作費 1-1 材料費 【 略 】 1-2 製作工数 1) 製作工数算出要領 【 略 】 2) 製作工数算出区分 【 略 】 3) 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲート 全アルミ製ゲート・全鋳鉄製ゲートの水門は、本<u>基準</u>を適用できない。 4) 小型水門の標準製作工数 【 略 】 1-3 工場塗装費 【 略 】 2 直接工事費 【 略 】 第2 ダム水門設備 【 略 】 ～ 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 【 略 】</p> <p>第4章 除塵設備 【 略 】</p> <p>第5章 ダム管理設備 【 略 】</p> <p>第6章 鋼製付属設備 【 略 】</p> <p>第7章 塗装 【 略 】</p> <p>第8章 水管橋 第1 適用範囲 <u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u>表-8・1・1における区分に該当する設備は以下のとおりとする。 【 略 】 第2 直接製作費 【 略 】 第3 直接工事費 【 略 】</p>	